

○パネルディスカッション

テーマ：みんなでつなげる途切れない支援～ギュッと集まれ支援の輪～

【進行】

唐澤 英城 氏 警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）

【パネリスト】

清家 政明 氏 基調講演者

藤澤 由美子 氏 公益社団法人大分被害者支援センター支援活動室長・犯罪被害相談員、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク認定コーディネーター

橋本 理恵 氏 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課主査

南 修司 氏 千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室調査官



パネルディスカッション

みんなでつなげる途切れない支援
～ギュッと集まれ支援の輪～



〈唐澤氏〉

それではパネルディスカッションを始めさせていただきます。本日、進行を務めさせていただきます、警察庁長官官房参事官の唐澤英城でございます。

私自身、元々は検察官でございまして、これまで約 20 数年の間、刑事実務の現場で仕事をする一方、行政では人権擁護に関する仕事をさせていただいたこともございました。

本日のテーマは、「みんなでつなげる途切れない支援～ギュッと集まれ支援の輪～」です。

犯罪被害者等支援につきましては、これまで4次にわたる基本計画に基づき、様々な取組が進められてまいったところでございます。

もっとも犯罪被害者、その御家族あるいは御遺族の方々からは、「今なお必要な支援を受けられていない」などの切実なお声を頂戴しているところでございます。

企画の趣旨

途切れない支援の必要性、課題、取組



犯罪被害者支援のため
社会全体で何ができるのか

本日は、このようなお声にお答えできるような途切れない支援、これをどのように構築していくのか、あるいは進めていくのかということをしてテーマにして、お話を伺えればと考えております。

この途切れない支援の必要性や課題、実効性確保のための取組、様々あると思うのですが、まず、このような

ものがどのような現状にあるのか、その辺りから皆様とお話をさせていただきたいと思います。そしてその上で、犯罪被害者等の支援のために社会全体で何ができるのかということを考えてまいります。

それでは早速でございますが、本日の登壇者の方々を御紹介させていただきます。

まず本日、基調講演で、犯罪被害者の御遺族のお立場から、娘さんを事件で亡くされるという事件の辛い御体験をお話しくださいました清家政明様でございます。どうぞ一言お願いします。

清家 政明 (パネリスト)

◇基調講演者



〈清家氏〉

先ほど基調講演やらせていただきました清家と申します。どうぞよろしく願います。

〈唐澤氏〉

次に、本日の清家様の御講演でも「センター」というお言葉もございました。そのような民間被害者支援団体のお立場で、大分県からお越しの藤澤由美子様でございます。

藤澤 由美子 (パネリスト)

- ◇公益社団法人大分被害者支援センター
支援活動室長・犯罪被害相談員
- ◇公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
認定コーディネーター
- ◇大分県犯罪被害者等支援コーディネーター



〈藤澤氏〉

皆様こんにちは。私は大分被害者支援センターの藤澤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

犯罪被害者支援センターは、犯罪の被害に遭われた方、その御家族、御遺族の方に対しまして、総合的な支援を行わせていただくとともに講演会や街頭活動等の広報啓発活動も行っております。

全国に48か所ございます。各センターは都道府県の公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けております。法的根拠の下で活動させていただいておりますが、民間の団体ですので、被害届を迷われている方や匿名の方からも御相談をお受けしております。

私は被害者支援センターの相談員の立場で今日はお話をさせていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

〈唐澤氏〉

続きまして、地方公共団体は都道府県のお立場で、埼玉県からお越しの橋本理恵様でございます。

橋本 理恵 (パネリスト)

- ◇埼玉県県民生活部防犯・交通安全課主査
- ◇県・県警察・早期援助団体により構成される「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」における県の取りまとめ役



〈橋本氏〉

埼玉県防犯交通安全課犯罪被害者支援担当の橋本と申します。

本日は、行政における途切れない支援の提供体制がどのように整えられつつあるのか、埼玉県の状況をお話しさせていただきますので、御参加の皆様方の参考となりまして、支援の輪を広げるヒントになればなと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈唐澤氏〉

続きまして、本日の清家様の御講演でも「支援室」というお言葉もございましたけれども、その運営をされている警察のお立場で、千葉県からお越しの南修司様でございます。

南 修司 (パネリスト)

- ◇千葉県警察本部警務部警務課
犯罪被害者支援室調査官
- ◇被害直後から犯罪被害者等に寄り添い、ニーズに沿った支援、コーディネーターへの情報提供等を行っている



〈南氏〉

千葉県警察の南と申します。よろしくお願いいたします。

現在、県警本部の犯罪被害者支援室において、警察署、関係機関の皆様と犯罪被害者等支援の活動に従事しております。

簡単に自己紹介をさせていただきます。私は、平成9年に警察官を拝命しました。制服や私服勤務の経験を経て、平成23年に犯罪被害者支援室に1回目の着任をしております。先ほど清家さんの講演を聞かせていただきましたけれども、ちょうど同じ時期になるのかなと思っております。当時、全国的に、震災派遣が重なる時期でありましたので、私自身も派遣されて、多くの被災者ですとか御遺族と接触したのがこの部署での最初の公務となっております。

その後、県警の犯罪被害者支援室では、警察署や関係機関、いろいろな方と、様々な事件、例えば、国外犯罪で被害に遭われた御遺族も含めて、犯罪被害者等支援に従事させていただきました。

現在、県警の犯罪被害者支援室には大きく分けて3つの部門がございます。

1つ目は、国の法定受託事務、これは犯罪被害者等給付金の担当です。

2つ目は、支援の担当となります。支援制度を組織に浸透させたり、あるいは新たな企画ですとか広報、大きな事件が発生した際には捜査部門と連携し、直接支援に当たることも担当にしております。

3つ目は、臨床心理士等の資格を持つ職員が、心理的な支援に当たるカウンセラー部門がございます。

私自身は、警察官の身分でございますので犯罪被害者等給付金ですとか、支援の担当を約5年間経験させていただき、一度現場に戻っております。そして、令和5年から、再び現在の所属で勤務させていただいております。警察で犯罪被害者等支援に従事する部門に、早いもので約8年近く勤務させていただいたところでもあります。

今日のパネルディスカッションですけれども、「みんなでつなげる途切れない支援」というテーマでありますので、私からは、警察官としての支援あるいは関係機関の連携、こういったところをお話しさせていただければと思っております。

支援のニーズ

～ 被害直後だけでなく
中長期的な視点も含めて ～

〈唐澤氏〉

今お話にございましたとおり、実際の犯罪被害者等をお支えする支援の輪には、センター、地方公共団体、そして警察がございます。これらはどのように連携して支援を進めているのか、そんなお話も今日いただければ

と思いますけれども、まずは、実際の犯罪の被害に遭われた方、あるいはその御家族や御遺族はどのようなニーズを抱えているのか、その辺りから話を進めさせていただきたいと思っております。

このニーズというのも、我々「急性期」というような言葉を使ったりもしますが、まずは初期段階、つまり事件が起こった直後の段階と、5年、10年経った後の中期、長期の段階とで、それぞれ変わってくるというようなお話も承っているところでございます。

その辺りのニーズにつきましては、まず御遺族の立場から、清家様が、講演の中でもいろいろとお話くださったようにも思います。

事件直後の刑事裁判への向き合い方のお話もございましたし、それからその後の奥様のお話の中で、カウンセリングのお話などもしていただきました。場面場面においていろんなニーズがあったかと存じますけれども、この辺りどのようにお感じになられているか、清家様からお願いできますでしょうか。

〈清家氏〉

先ほどの講演でも申し上げましたけれども、全くの素人なんですよね。だから、これが果たして犯罪被害者等支援なんかどうかとかは置いといて、自分たちがいかに、精神状態を安定に持てるかっていうのがまず急性期ですよね。

精神的に持ちこたえる人もいれば崩れてしまう人もいます。そこら辺りの人たちに対してどういう対応が取れるだろうかというのは、その場になってみないと実際分からない。うまいこといっていたはずの人が突然グタグタになってしまうということも多々あると思います。だからそういう辺りを手厚く見守っていただけたら助かるんだろうと思います。

時間的にしても、だんだん人間ってというのは物忘れというか、忘却の彼方へ、自分の実際経験したことでも忘れていってしまうんですけども、だけどもある時なんかしらんけど突然ぶり返して、「あの時のことどうだったかな」って思うようなことがあります。そういう時に、ひどい時は元よりひどい状態に自分になってしまったりすることもあります。

私も 15 年ぐらいになりますけれど、講演活動なんかやってて、終わってどこか講演の 1 週間ぐらい前に「今度の講演どんなこと話しようかな」と思って考えていたら一晩眠れなくなったということもあります。

だから常に人間の心理ってというのは揺れるところがあるんで、そういう時にうまいことを支えてくれることがあればいいんじゃないかと。これが支援かどうかは分からないんですけども、タイミングよくそういうとこを支えていただければ非常に助かるのかなと思っております。

〈唐澤氏〉

ありがとうございます。

刑事手続など、いろいろな手続が進んでいたり、あるいは行政的な支援を受ける際にも、犯罪被害者等の方々は、いろんなお気持ちや葛藤があって揺れ動いていく中で、そのときそのときの精神状態にも配慮が必要なんじゃないかといったお話だったかと思います。

この辺り、警察では、まず急性期の対応をよくされると思いますけれども、南様いかがでしょうか。

〈南氏〉

警察による急性期対応ということですがけれども、まず警察が犯人を検挙する、こういった重要な使命が課せられること、これについても触れさせていただきたいと思います。

犯人を逮捕して刑罰を科していくためには、当然適切な刑事手続に乗せることが必要となってきます。そのためには、数多くの捜査があります。例えば、事情聴取、証拠品の提出、場合によっては現場での立ち会い、あるいは司法解剖もございませう。当然、その目的あるいは理由、必要性は犯罪被害者、御遺族の方にも丁寧に説明をして理解と協力を得て、可能な限り心情に配慮して進めているところでございませう。

一方で、犯罪被害者や御遺族にとっては、被害直後の恐怖ですとか、あるいは緊張、不安、こういったものが錯綜しており、全て初めてのこととなってきます。実際には大きな負担をかけてしまっていることは事実であるかなと思っております。

警察は犯罪被害者や御遺族の方と最初に接することが多いわけですから、その果たすべき役割というのも本当に多いことは認識しております。

先ほど清家さんの講演でもございましたけれども、指定した警察官が、付き添い、あるいは心配事・御相談事があればその要望に応じた対応、あるいは関係機関への橋渡しなども行っています。

他にも先ほど説明したカウンセラーが心理的なケアに当たったり、初診料ですとか診断書料、その他にも遺体修復費など、一定の要件でありますけれども公費負担できる制度も用意しております。

犯人を逮捕するに勝るものはありませんけれども、捜査あるいは公判に向けた時間的な負担、職場とか学校への対応、あるいは身勝手な噂、病院の医療費ですとか、葬儀の準備、こういった本当に多くのことが様々な問題として降りかかっていると痛感しております。

警察の犯罪被害者等支援は、捜査と両輪で進められていくわけですので、枠組的には一定期間の急性期対応であると認識していただいたとしても間違いではないのかなと思います。

私が、直接支援に携わった御遺族のお話を少し入れさせていただきたいと思っております。事件でお子様を殺害されたお母さんでしたけれども、事件発生から非常に捜査協力をされて、結果的には事件は解決しております。葬儀の日でしたけれども、会場から参列者あるいは関係者がはけた瞬間に、崩れ落ちて、床に倒れて涙を流し、「これからどう生きていけばいいか」と、警察官である私に心境を打ち明けてきました。張り詰めていた気持ちが一瞬だけ緩んだ瞬間で、寄り添った我々にお話しされたのではないかなと思っております。

この急性期の期間は捜査の進捗とともに、瞬く間に経過してしまうわけですので、御遺族の心境ですとか不安、あるいは今後のニーズを、警察官としていかに中長期的な支援につなげるかというのは課題となっていると感じております。この時は、支援センターの方に力を借りて、公判に向けた弁護士のつなぎなどはしておりますけれども、その後にサポートできること、あるいは御遺族への支援として、協力できる機関は、他にも多くあったはずではないかなと感じております。

警察が初期支援に寄り添っても中長期にわたる公的な窓口になることはやはり限界があるというところを我々は課題として感じているところであります。

〈唐澤氏〉

まさにその課題でありますけれども、中長期支援にも関与されているお立場から藤澤様いかがでしょうか。

〈藤澤氏〉

犯罪の被害は、先ほども清家様の方からお話がありました、ある日突然、何の前ぶれもなく起こります。

被害に遭われた方は「まさかどうして私が、私の家族が被害に遭ってしまったんだろう」と呆然自失状態になります。「これからどうしたらいいんだろう。どこか相談するところがあるのだろうか。誰か私を助けに来てくれる人がいるのだろうか」と途方に暮れてしまいます。

事件直後から日常生活は一変してしまいます。警察への捜査協力、弁護士探し、御家族が亡くなられた時は通夜や葬儀を行わなくてははいけません。また怪我をした場合は治療のための通院もあります。そのために仕事や学校を休まなくてはならないこともあります。警察や裁判の対応が長く続く中で心にも大きな負担がかかってきます。不眠や食欲不振などの精神的な疲れが積み重なってきます。

一方、被害に遭われた方は決して悪くありません。ですが、どうしても自分を責めてしまう自責感や、周りの人の偏見やかけられた言葉で一層、心を傷つけられてしまうことがあります。このような心の治療には数年、数十年かかっている方もいらっしゃいます。

裁判が終われば全て終わると思われがちです。しかし問題のほとんどは解決されてないのが現状です。裁判中の加害者の態度に怒りを覚えたり、判決に納得がいかに焦燥感や絶望感、無力感を感じることもあります。

また数十年して仮出所の通知が来ます。そういう時に再被害の不安が大きくなったり、事件を思い出して精神的な苦痛がまた一層大きくなります。

その後、生活の再建をしないといけない。しかしそれには経済的な負担が多く生じてきます。

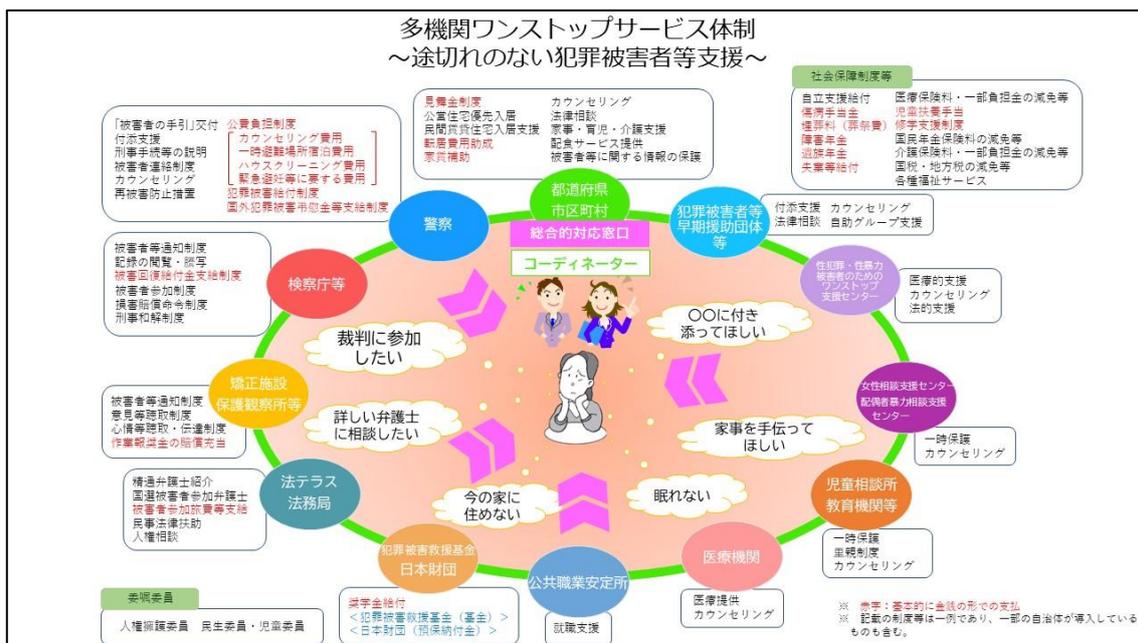
このように時間の経過とともに新たな問題が生じてきます。その抱える問題はそれぞれ人によって違ってきます。支援には医療や心理、法律、福祉、生活支援

など、幅広い機関や専門家が関わって協力して御支援をさせていくことが必要になるかなと思っています。

〈唐澤氏〉

ありがとうございます。

まさに今、犯罪被害者等の方々は、時間の経過とともに様々な支援を必要とされているということが分かってまいりました。



この辺りは行政の対応、様々な窓口もあるところがございます。今画面の方では、いろいろなニーズに沿って、行政機関が対応しなければならないような様子も映し出しております。

途切れのない支援に向けた取組

～ 各地域における取組状況 ～

この点、埼玉県では、ワンストップサービスを特異な形で実現をしているというようにも聞いております。この辺り橋本様から御紹介いただけますでしょうか。

〈橋本氏〉

支援にたどり着くまで本当に苦労された、必要な手続等を行うのに当たっては、窓口によって何度も同じ話をしなければならなかったという話はよく聞かれることですね。

そこで、埼玉県における現在の相談体制について、今からスライドを御覧いただきながら、御確認いただければなと思っております。



埼玉県の県条例は平成 30 年の 3 月に議員提案により制定はされまして、翌年、支援に関する指針を策定しております。

スライドでは、埼玉県の仕組みが出ておりますが、こちらは平成 23 年 5 月から、埼玉県の武蔵浦和駅から徒歩 3 分の位置に、

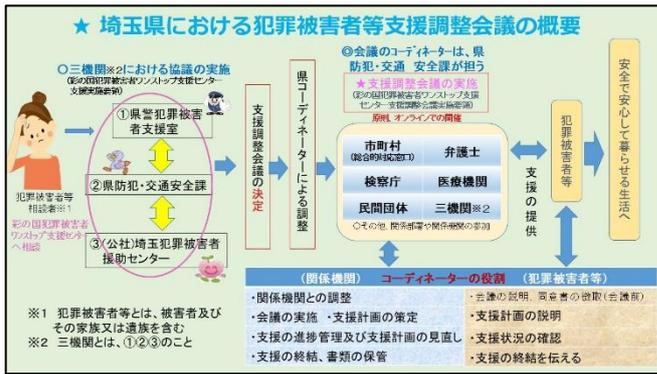
埼玉県、県警支援室、それから公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターの 3 つの機関が同じフロアで隣り合わせに位置しまして、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターというものを開設しております。

その 3 つで円はワンフロアでという意味を示しておりますけれども、そのような形で、存在しております。この 3 機関が、「支援実施要領」に基づいた共通様式によって、短時間で情報共有ができることが、三位一体となっていることの最大のメリットとなっております。

また、犯罪被害者等にとっては、窓口が一元化されるということによりまして、右側の方に書いておりますけれども、負担の軽減です。それから、支援の早期実施、支援内容の早期確立、3 機関の専門性や知識を生かした支援が迅速に受けられるように、今、取り組んでいるところでございます。

当県では、平成 23 年からこの 3 機関の協力体制を構築していますが、今年でもう 14 年目になります。

令和 5 年 6 月に閣議決定されました「犯罪被害者等施策推進の一層の推進について」の中で、「地方における途切れない支援の提供体制について」の文書が、令和 5 年 7 月に警察庁から発出されたことで、これをもって 3 機関の役割がより明確化されまして、当県の更なる相談体制の強化に拍車がかかっているところでございます。



次のスライドになりますけれども、こちらが、今年4月から、関係機関による支援調整会議というものの仕組みをスライドで御説明させていただいてるものです。対象案件は、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの3機関における協議で決定を

しております。

その後は、この支援調整会議の実施要領に基づいて県がコーディネーターとして、支援調整会議の日程調整等を行いまして、進行を担っております。支援調整会議後は支援計画の策定、2か月ごとの支援の進捗管理、それから支援計画の見直し、最終までの調整や判断、書類の管理等を行っているところでございます。

犯罪被害に遭われた方々には、原則として支援調整会議の説明、同意確認書の徴取、それから支援計画の説明、支援状況の確認や支援の最終について伝えることとしておりまして、関係機関と連携しながら途切れない支援として対応を行っているところです。また支援調整会議は原則、暗号化によるオンライン会議ということで、県の情報セキュリティに基づく重要度1、個人情報の取り扱いということで実施しております。

支援調整会議の実施件数になりますが、現在まで13件をこなしているところでございます。

以上が埼玉県の相談体制の概要になりますけれども、支援にたどり着くまでのことは、広報啓発やSNS等の充実が必要かと考えますけれども、必要な手続等を行うことで窓口によって何度も同じお話をしなければならなかったことによる二次被害につきましては、本支援体制によって、関係機関との連携を図りながらその対応に努めているところでございます。

以上のような取組で行っているところです。

〈唐澤氏〉

ありがとうございました。

図面もお使いいただきながら、分かりやすい御説明をいただいたところでございます。

犯罪被害者等によって、ニーズの具体的な中身は様々でございまして、そのニーズに応じたテラーメイドの支援策を作っていかなければならない。そのためには「顔の見える関係」ということで、物理的に同じ場所で、3機関が集まり、計画を立てながらやっていると、そんな話であったと思います。

お話に出てまいりました支援調整会議も大きな役割を果たしてるかなと思いますが、その辺り大分ではどのような取組がなされているか、藤澤様お願いできますでしょうか。

〈藤澤氏〉

大分被害者支援センターは、本年4月より大分県から犯罪被害者等コーディネーターの業務を受託し、私がコーディネーターに就任いたしました。

コーディネーターの業務としましては、先ほど橋本様の方からもお話がありました、被害に遭われた方のお話を伺いながら、問題を一緒に整理し、御希望に沿った支援計画をまとめさせていただきます。その後、必要な機関と連絡調整会議を開き、各機関の役割を調整する役割を担っています。

先ほども被害に遭われた方が支援にたどり着くまでに大きな負担を抱えているというお話があったと思います。

先日、大分のセンターに御相談をいただいた方のことなのですが、被害後にどこに相談すればいいのかというのが全然分からなくて、警察へ相談に行くのは1人ではとても不安があるということで、町の中をさまよい歩き続けていたそうです。被害者支援センターにたどり着いて来てくださった時は、もう疲労困憊状態でした。

センターではゆっくりお話を聞かせていただき、これは支援調整会議にかけて内容だなどと思ひまして、本人の同意を得て大分県に連絡を取らせていただき、御相談をお受けしてから3日後に支援調整会議を開催させていただきました。

この方の支援の多くは、市町村の制度につなげるもので、市の担当者にすぐ連絡をさせていただきました。市の担当者は庁内の関係窓口と連携し、必要な情報をたくさん集めてくれました。そして支援調整会議に参加してくださいました。

こちらが支援の選択肢を示すのですが、御本人は先ほど清家様からのお話にもありましたように、気持ちは揺れます。こうするのがいいのか、それをするとどうなっていくのかというすごく不安があり、なかなか選ぶことができないん

ですね。それを私たちは時間をかけてゆっくり見守りながら、御本人が決められるのを待つという姿勢を取らせていただいております。

そしてこのように、御相談を受けしまして短期間で支援調整会議が開けたのは、大分県では平成30年に条例制定以降、県が主催でネットワーク会議を開催しておりまして、そのネットワーク会議のおかげで3日後に支援調整会議が開けたのかなと思っています。

このネットワーク会議は、年4回、支援機関や専門家、行政の方等が集まって事例検討会、ロールプレイ、警察からはいろんな警察の制度を教えていただきました。いろんな機関や専門家の制度等を情報共有して、継続して、毎年毎年繰り返し年4回開催しておりました。その成果があって、すぐに皆様の理解を得られて支援調整会議が開催されたのかなと思っています。

犯罪の被害に遭われた方の支援は途切れなく続いていくことがとても大切と思っています。事件直後の緊急対応から心のケア、とても長く続きます。生活の再建、これも長く続きます。長い時間をかけて支援を続ける仕組みを作っていくのがとても重要になるのかなと思っています。

そのためにはこういう会議の中でお互いに顔の見える関係ができていくことがとても重要になってくるのかなと思っています。

〈唐澤氏〉

ありがとうございました。

藤澤様は先ほど御案内いただきましたとおり、民間支援団体の立場からセンターでコーディネーターをお務めいただいております。

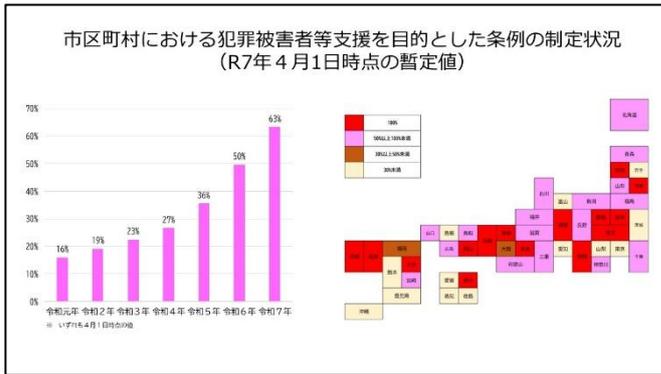
まさにそのようなお立場で行政の窓口をリードし、また連携しながら、現在、いい活動ができているという、そんなお話だったかと思います。

途切れない支援に向けた取組

【課題①】 取組の基盤となる条例の制定等

先ほど、お話にありました中で、その後押しになったのものとして「条例」というようなキーワードが出てまいりました。

本日の清家様の御講演の中でも、条例の必要性についてお話があったところでございます。



この条例でありますけれども、制定状況は、ただ今投影しておりますが、最新の数値ですと、全国の市区町村の条例制定率は、令和7年4月1日の時点で、63%まで進んでおります。昨年には14%の増加となっております。

大分県の市町村の条例は、スライドに赤で示されているように100%を達成しているようでございますが、実際その条例制定の効果等について、藤澤様から補足でまた御説明お願いできますでしょうか。

〈藤澤氏〉

大分県では、平成30年度中に大分県と大分県内18市町村全てに犯罪被害者等支援条例が制定されました。

この条例の制定により犯罪被害者等支援の仕組みがとても大きく前進しました。

先ほども申し上げました、ネットワーク会議の継続した開催によって、多くの機関や専門家の方々の犯罪被害者等に対する理解と協力が深まってまいりました。市役所では庁内連携が進み、安心して手続きができるような体制を構築してくださいました。専用のお部屋を準備いただき、ワンストップでの手続きができています。また人目につかない動線にも配慮してくださっています。被害に遭われた方からは「人目につかないところで手続きができて安心しました」と伺っております。

先日も、私の方から1つだけの手続きをお願いしたくて、ある市町村さんにお電話を差しあげたのですが、その窓口担当者の方は、私からお願いしなくても「分かりました。お部屋を準備しておきますね」と言ってくださいました。とても私は嬉しいなと思いました。

また複数の機関で、先ほどからもありましたけど、繰り返しいろんなところに出向いてお話しされるっていうのは、とても負担になったり、精神的にも辛い状況になると言われていますので、それを防ぐために、大分県では「支援ノート絆」

というのを作成しました。それを利用して、支援がスムーズになり、また二次的被害の防止にもつながっております。

この絆ノートを作成するに当たりましては、犯罪被害者御遺族の方の御意見を取り入れて作成させていただきました。この「絆」の書も御遺族の方の自筆です。中にイラストがあるのですが、これも御遺族の方のイラストを採用させていただきました。

また、大分被害者支援センターの知名度はすごく低かったのですが、行政の力を借りることにより、知名度も高まり、被害者支援センターに対する信頼も深まりつつあるのかなと思っております。

次に、条例が全 18 市町村制定されました経緯について少しお話しさせていただきます。

平成 28 年に犯罪被害者等の自助グループの方と大分被害者支援センターが、県や市町村議会に請願書を提出しました。その思いが議会に届きまして、気運が一気に高まり、「市町村全体で足並みを揃えたい」という御意見もいただき、県が勉強会や制度作りを始めてくれました。御遺族の熱心な活動と県の協力によって条例が制定されました。今ではこの条例は大分県全体で被害に遭われた方を支える大きな力となっています。

〈唐澤氏〉

ありがとうございます。

条例制定以降、今、絆というノートも示していただきましたけれども、これも含め、有益な活動ができているといったお話だったかと思えます。

清家様は先ほどの御講演の中で、徳島の条例について御紹介くださいますして、劣化を防ぐ、あるいは陳腐化をしないようにということで、県の犯罪被害者等支援の審議会の中でも条例のことが話し合われているというようなお話もございました。補足して、今、条例についてどんな思いをお持ちなのかということをお願いできますでしょうか。

〈清家氏〉

先ほどお話ししました、「あすの会」の方々が非常に活発に活動されたことで、こういうふうな時代になってきたということなんで、私自身も犯罪被害者として、県下の市長さんとか議長さん宛てに運動しなくてはならないとは思っている

んですが、なかなか時間が取れないし軍資金もないという状況では、お願いしに回るってことはなかなか難しいんだと思います。ですから、審議会に加わらせていただいたってことを最大限に利用して、そういう方向から、なんとか条例をちゃんとできないかなという考えでおります。

この条例審議会ってというのは、そもそもは学識経験者とか、支援に従事している人たちとか、支援する行政の方たちがやる予定だったみたいなんですけども、それでは支援する側だけの審議会になってしまうんじゃないか。実際、そういう条例ができた時点で、支援センターも入った方がいいんじゃないか、そして、私のような犯罪被害者の立場から発言する人間がいないと、条例自体がワンサイドゲームみたいなものになってしまうっては、実行できないんじゃないかということと言われて、審議会に加わらせていただいた経緯があります。

だから、今のところはその審議会に参加していろいろ述べさせていただけるということで精一杯で、条例がちゃんと運用できるようなことに携わっているということで満足しているというか頑張っているというか、そんな状態ですね。

〈唐澤氏〉

ありがとうございます。

犯罪被害者のお立場からも、条例の運用であるとか、その内容などに関わっていただくことが大切だというお話かと伺いました。

橋本様、南様も簡単に、各県の条例制定状況等について御説明いただきますでしょうか。

〈橋本氏〉

それでは埼玉県から少しお話しさせていただきます。

当県では、議員提案によりまして、平成30年に特化条例が制定しているところ です。

条例制定というのは、犯罪被害者等支援におけます、考え方や行動の規範となりまして、取り組む方向性とかビジョンを明確化して、県民の意識改革を図ったり、途切れない支援の仕組みを地域で構築することの意義を持っていると理解しているところでございます。

住民の身近な市町村で条例が制定されるということは、今私が話したことが、市民レベルで共有化されることになるのではないかと。早い段階で市町村に条

例が制定されることが支援の一步と考えまして、県が後押しをして、埼玉県の場合は 63 市町村ございますけれども、今年度の 4 月に 100%ということで、市町村に条例が制定されたことになっております。

その始まりは、国が令和 3 年 3 月に定めた「第 4 次犯罪被害者等基本計画」以降、県警察が主導しまして、また警察署の協力、それに県が同行説明ということを行うことによりまして、関係機関が連携を図りながら各市町村の状況に合わせて、背中を押して進めてまいったところでございます。その結果、令和 3 年度までは 16 市町ということで 25.4%の制定率だったんですが、令和 6 年度には 56 市町ということで、88.9%まで一気に上がりまして、今年度の 4 月には、100%というような方向性で進んできてまいったということになります。

〈唐澤氏〉

南様もお願いします。

〈南氏〉

千葉県内はスライドのとおりとなっております。

令和 3 年 4 月に、県の条例が制定されています。

県内全てで 54 市町村あるんですけれども、令和 6 年 4 月時点での制定数は 12 市町でしたが、令和 7 年 4 月までに 26 市町村で条例等が制定されて、現在合計で 38 市町村、約 70%の制定がされています。

これは、先ほどからお話にあるとおり、「途切れのない支援の提供体制の強化」こういったものが示され、気運が高まってきたのかなと思います。

我々も自治体との連携を当然強化させていただきましたので、全ての市町村の担当者と接触をさせていただき、地域の事情に応じた検討をお願いしてきた次第でございまして。組織が一丸となったのもそうなんですけれども、やはり県ですとか、弁護士、早期援助団体、こういったところとも連携しましたので、それぞれが同じ方向を向いて活動してくれたことが良かったのではないかなと思っております。

警察署も地域に存在するわけですので、地域全てに条例が整備されれば非常に有効であるかなと思っております。

私個人の意見ではありますが、社会全体で支えるという観点から見れば、県内全ての自治体に条例が整備される、こういったことがやはり安心にもつながるのかなと感じているところです。

〈唐澤氏〉

ありがとうございます。

ここまで、民間支援団体も含めて、地方における中長期的支援の実効性をどのように確保していくか、それぞれの連携であるとか、あるいは条例であるとか、そのワンストップ体制の構築の在り方についていろいろとお話を伺ってきたところでございます。

途切れない支援に向けた取組

【課題②】 都道府県の枠を超えた広域連携

ただ、今までのお話は基本的に1つの都道府県を単位にしてきていたところでございます。しかしながら事件というのはそこだけに必ずしも留まるものではございません。

実際は先ほどの清家様の御講演にもありましており、関係

者であったり、事件現場であったりが、いろんな都道府県にまたがるといったような事例も見受けられるところでございます。

この辺り、先ほど清家様がいろいろと御紹介くださったところでございますが、清家様、広域連携の観点でどのような思いをお持ちなのかお願いできますでしょうか。

〈清家氏〉

先ほどもお話ししたように、2つの家族だけでもあちこちに住んでるわけなんです。

それぞれが各支援団体の支援を受けるにしても、その支援団体の成熟度っていうのがまたそれぞれ違うという状態ですので、非常にやりにくいということがありました。だから私たちは当時としては京都の方の支援センターにおすすりするしかなかったわけなんです。それでもその他のところとやっぱり話を合わせたりとか。それから、出向くようなことがあると、やっぱり足がいるんです。

よね。交通機関だけじゃなしに、たまたま、西日本、近畿とか四国に集中してましたんで、自分で車運転して1日に何か所も回って話を聞いて回ることを続けておりました。

だから、地方自治体があちらこちらにあるということは、非常に、犯罪被害者等にとってはやりにくい。これが例えば北海道とか沖縄にもしも関係する人間がいたらどうなるんだろうかと。うまいこと話がまとめられるんだろうかと。

家族みんなが一丸となってできたと言いますけど、やっぱり遠距離になるとそこらあたりもうまくいかないところがあるんじゃないかと思ったりしております。

〈唐澤氏〉

ありがとうございました。

先ほど、清家様の奥様が、徳島から京都に行くのにも、徳島の支援員の方が付いていったとかいうお話もございました。連携の在り方、これは課題であり、今後解決していかなければならないところかと思えます。

現状の取組について、埼玉県はどのような取組があるのか御紹介いただけますでしょうか。

〈橋本氏〉

埼玉県ではですね、今年度に入りまして、支援調整会議全体で13件と申し上げましたが、そのうちの2件は、他県連携をさせていただいております。

事件はいずれも被害者は死亡しておりまして、埼玉県で発生しています。犯罪被害者等の住所が、他県であるという事案でした。事件については、埼玉県警が把握していることはまず当然のことですけれども、急性期における行政サービス、例えば死亡届とか埋葬許可書の取得とか、税や手当の関係とか、生活支援のサービスについては、住民票のある居住地が手続の実施主体ということになっておりますので、連携して支援にあたるのが、まず重要となるわけです。

被害に遭われた方は、事件の衝撃で混乱しておりますから、支援調整会議では手続等に滞りがないように、また二次被害が起こらないように、関係機関の役割分担を明確化して情報共有を図ることが大事なことと考えております。そのため事件後に早い段階で必要な情報共有ができるように、県が支援のコーディネーターとして他県のコーディネーターと支援調整会議の日程調整や進行、その後の進捗管理等を行うということにしております。

先ほどのスライドのとおりで、他県も県内も同じような形で進めてはいるんですけども、顔の見える支援調整会議が開催されたということが、初期段階、それから中長期支援においても、漏れのない途切れない支援を確実に実施していくということにつながっていくというふうに考えているところです。支援調整会議に参加したお互いの職員からは、「誰がどの機関で何の役割を担当するのか分かった」とか、「広域による支援だけでもこれからスムーズに連絡調整ができる」といったような意見が出されているところです。

また、全国どこにお住まいでも、被害に遭われた方お一人お一人が必要な支援を漏れなく受けられるように、体制の構築を図りながら、今後も広域的な連携を図って安心して元の生活に犯罪被害者等が戻れるように、見守ってまいりたいと考えているところでございます。

〈唐澤氏〉

ありがとうございます。

今日は何回か支援調整会議というキーワードが出てきていたかと思います。

この支援調整会議は、県内で行うだけではなくて、広域連携の場合にも有用な会議であって、そこで、やはり中心となるのはコーディネーターなのかなというようにお話かと思いました。

国の方でもコーディネーターを一堂に会した研修会等を開催しまして、日頃から他県のコーディネーターの方同士が、顔を合わせるようなそんな機会も設けさせていただいているところでございます。国としても今後もこのような支援のための取組を続けてまいりたいと考えております。

社会全体で何ができるのか

さて、今日ここまでいろいろな話題を御提供いただいたわけですが、この後はこの支援について、社会全体でどのようなことができるのかということに話題を転換してまいりたいと存じます。

犯罪被害者等支援のその裾野をどう広げていくか。本日御来場の、あるいは御視聴の皆様を含めて、広く国民

の皆様はこの支援の輪をどのようにしたら広げていけるのかということで、皆様から御意見を頂戴したいとこのように考えております。

まず清家様いかがでしょうか。

この支援の輪、どのようにしたら広がるか、どのようなお気持ちでしょうか。

〈清家氏〉

非常に難しいんですけども、結局、犯罪被害者等と支援者っていうのがそろわないとどうにもならないんですよ。

支援者ばかりで何かやるって言っても、あくまでも啓蒙活動みたいなことしかできないでしょうし、ここに犯罪被害者等が入って初めて、お互いが腹を割って話ができなければ、支援活動、寄り添いなんかが盛り上がっていくというか、意識が変わっていくんじゃないかと思っております。

〈唐澤氏〉

ありがとうございます。

藤澤様いかがでしょうか。

〈藤澤氏〉

皆様に犯罪被害者等支援の輪を広げていただくためにお願いしたいことを少しお話しさせていただこうと思います。

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等支援の法律や制度は大きく変わってきました。整ってきました。しかし法律や制度が整っても、支援の輪を広げるためにはお一人お一人の御理解と御協力が欠かせないと思っております。

例えば、地域で行われる今日のような講演会や啓発イベントに参加していただき、被害に遭われた方々の状況や支援の必要性について御理解いただくこと。そして被害に遭われた方の困難を知り、心ない言葉を避けること。私たち支援団体へのボランティアとして御協力いただくことや、御寄附で支えていただくこと。そして支援の大切さを周りの方にも、今日のお話をお帰りになって身近な方にお伝えいただくこと。こうした小さな行動の積み重ねが、支援の輪を広げていくとても大切な力になるのではないかなと思います。

私たちも、被害に遭われた方が安心して被害後に生活できるよう、質の高い支援をお届けしないといけないと思っていますので、しっかりと教育を受けていきたいと思えます。

そしてどこにいても、誰に相談しても、必ず必要な支援が途切れなく受けることができる社会の仕組みを整えることがとても重要になってくるのかなと思っております。

どうぞ皆様、これからも犯罪被害者等支援への御協力、御理解をよろしく願います。

〈唐澤氏〉

ありがとうございます。

法律や条例をつくるだけではだめで、そこに魂を入れるというお話、そして質の高い支援を提供していくという決意も頂戴したところかと存じます。

橋本様はいかがでしょう。

〈橋本氏〉

現状として、冒頭にもございますけれども、必要な支援が受けられていない、精神的なダメージを受けている中、自らが機関や団体を回って繰り返し同じ話をして二次被害を受けている等の、被害を受けた方からの訴えがあることは、本当に真摯に受け止めなければいけないなと思っております。

それらに行政として対処するには、先ほど清家様のお話にもございましたけれども、犯罪被害者等の皆様の訴えを真摯に受け止めて、各地域における自治に沿った、相談支援体制の整備をいち早く、関係機関と共に進めていくことではないのかなと考えております。

関係機関連携による、相談支援体制がしっかりと機能することができれば、二次被害を含めた先ほどの問題点は少しずつ解消されていくのではないかなと思っております。

まずは繰り返しになってしまうんですけれども、犯罪被害に遭われた方々のお話、または意見、こういったことをしっかりと拝聴することかなと。そこで出てきた課題をきちんと受け止めて、行政における政策に生かしていくことではないかなと思っております。

また他に重要なこととしては、やはり社会全体として犯罪被害についての無知とか、誤解とか、偏見みたいなものが、見受けられることではないでしょうか。自分は犯罪に巻き込まれることはないと思われる方が多い中、いかに自分ごととして考えていただける機会を提供できるのか。

今年度は、警察庁が犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイトということで「ギュっとCH（チャンネル）」というものを開設しまして、犯罪被害についてお困りの方が必要な情報をいつでも獲得できるような、そういったサイトを開設していただきました。

また今年度からは、警察庁が、11月1日から12月1日までを広報啓発を強化する月間としまして、皆様御存知かと思いますが、シンボルマークの「ギュっとちゃん」ピンバッジを首相自ら、国会等でお着けになって臨んでおられたということも、国民からも高い関心が寄せられていたのではないかと、報道で確認しております。当県の大野知事も、この期間については「ギュっとちゃん」ピンバッジを公の場で着けて、広報活動に一役買っていただいているという状況でございます。

今申したとおり、やはり「あのバッジは何」、「犯罪被害者等支援って何」と多くの方々の目に止まって、こういったことが、1年1年の積み重ねにより、少しずつ支援の輪が広がっていくことが、大事なことなのかなと思っています。

埼玉県としましては先週の土曜日に越ヶ谷のレイクタウンで犯罪被害者等支援の県民の集いというものを開催させていただきました。県警の音楽隊のミニコンサートを始め、越谷に本拠地を置く、B1リーグ加盟のバスケットチーム「越谷アルファーズ」、そちらのチームとコラボイベントを開催しまして、来場者の方と共に犯罪被害者等支援の理解を深めたところです。

誰もが犯罪被害者等になるという可能性があります。そのために、全ての国民の皆様が犯罪被害者等支援に対する御理解と御協力が必要なことだと思います。

ここにお集まりの皆様から、是非支援の輪を広げていくということが大事かなと思います。人は人からエネルギーをもらって、御自分を取り戻し回復していきます。是非、我々から支援の輪を広げていくとともに、県としては、今後とも途切れない支援の実現に努力してまいりたいと考えているところです。

〈唐澤氏〉

ありがとうございます。
南様はいかがでしょう。

〈南氏〉

警察は先ほどもお話したとおり、急性期支援から入りますけれども、途切れのない支援を実現していくためには、中長期支援、こういったところにしっかり橋渡しできる社会の仕組みですとか、その意識を高めるための広報啓発の取組は重要と考えております。



警察の広報に触れたいと思います。先ほど「ぎゅっとCH (チャンネル)」のお話がありましたけれども、警察庁でこういったサイトを開設しております。これは困り事別に検索ができたり、住んでいる街の支援を検索できるようになっております。是非

1度、お住まいの町の制度、こういったものを覗いてみていただければいかかなと思っております。



私は千葉県ですので、千葉県内の取組をお話しさせていただきます。御承知のとおり犯罪被害者月間ということで、広報は積極的に展開をしております。ちょうど明日 29 日の土曜日ですけれども、千葉市内にある生涯学習センターというところで、

県と支援センターの共催で「千葉県民のつどい」が開催されます。内容は、弁護士さんから犯罪被害者等のための、いわゆる弁護士制度についての講演をいただき、御遺族による講演、あるいは高校生による支援音楽祭、こういったものを開催する予定でおります。

あと「命のメッセージ展」も開催しております。本日の会場の受付にも等身大のパネルが展示されておりましたけれども、多くの方に立ち止まって大切な命について考えてみていただけるような広報も行っているところでもあります。

他にも今月中旬でしたけれども、千葉駅前の商業施設に御協力をいただき、県警の音楽隊による街頭コンサートを開催しました。

これは県警の主催ではあるんですけれども、県あるいは千葉市、支援センターからの後援をいただき、地元の大学生のボランティアの協力を受け、多くの方に直接、広報啓発グッズを渡したりして、犯罪被害者等支援の理解を深める活動というのを行ってまいりました。

関係機関等におきましては、犯罪被害者等支援の懸垂幕や横断幕、こういったものを掲示していただいたり、警察署でも広報啓発のイベント、あるいは企業のデジタル掲示板こういったものもお借りしながら広報を行っております。あと、地元のテレビ局の発信力、こういったものを借りた周知なども行っているところでもあります。

また、地元の検察庁の研修会に招いていただく機会などがございました。その時に、検察官ですとか事務官に「犯罪被害者の抱える問題」をテーマに講演をさせていただきましたし、法テラス主催の犯罪被害者等支援の広報イベント、こういったところでも聴講者の方々に同じように情報発信をさせていただくなどしております。

私が、特に大切だと思うのは、これら広報啓発も独自の県警だけの取組にとどまらず、関係機関ですとか、自治体、企業と協同していくことで、犯罪被害者等支援が社会全体で、個ではなく、社会のいわゆる面で支えていくものだと広く周知され、気運の醸成にもつながっていくのではないかなと考えております。

このような形で、広報啓発の取組を行っています。

〈唐澤氏〉

ありがとうございました。

様々なお話をいただいたところでございます。



今投影しているのは、今日の冒頭、表彰についてもお話をさせていただきました標語、「私にもできる支援がここにある」ということをございます。

今日の講演の中では、清家様の方から、友達が声を寄せてくれたというお話があった一方で、近所の方々が分かってくれて、そっと見守ってくれていた方もいたんだというようなお話もあったところでした。

犯罪被害者等の方々への関わり方というのは、その犯罪被害者等の置かれた立場であったり、またその時々によっても異なってくるのかもしれませんが、そのような方々とどのように接していくのかというのは、我々自身がまた考えていかなければならないところかもしれない。

けれども、そこへの1つのきっかけであるとか理解の場として、今御紹介のありましたいろいろな広報啓発もあるといえそうです。

今日何度かお話もありましたが、国の方では、これまでの犯罪被害者週間を拡充しまして、今年からは犯罪被害者月間として取組を強化してまいったところをございます。「ギュっとちゃん」ピンバッジのお話も出ておりますが、こういったことも1つ1つの取組が国民の方々への認知のきっかけになるのかなと思っております。その認知から少し理解を深めていただいて、あるいはその先の行動変容へ、そこへどう我々、国やあるいは地方公共団体、警察そしてセンターが、一丸となりながら関わっていけるのかということだったかもしれません。

ただ、重たいお言葉をまた清家様からも頂戴したと思っております。支援者の側だけで熱意を持ったり、もちろんそれは大切なことなんですけれども、ここは、

犯罪被害者等の方々と一体となって、進めていく必要はあるんだという御指摘だったかと思います。

非常に重要なところだと思うので、支援に携わる我々としてもそこをもう一度きちんと認識しながら、進めてまいりたいと、このように考えております。

最後になりますが、今、国では第5次となります犯罪被害者等基本計画の策定に向けて協議等を行っているところでございます。

この計画につきましても来年の3月を目途としまして、策定の作業を進めているところでございます。ちょうど今月は、国民の皆様方から、計画案に対するコメント、御意見を頂戴したところであります。この御意見を踏まえまして、また会議の方で、議論をさせていただきまして、進めてまいりたいと思います。

そういったことで、まだまだ至らぬところもございまして、地方の支援の在り方、御紹介ありましたお話も前提としながら、みんなですます輪を広げて進めていきたいといったことで、今日このようなディスカッションをさせていただいたところでございます。

本日はまず清家様には、御講演をいただいた後、ディスカッションにも参加いただきました。またお三方からは、いろいろと有益な地方の実情あるいは現在のお気持ちを聞かせいただきました。本当に、ありがとうございました。

お聞きいただきました皆様本当に御清聴ありがとうございました。

本日はこれでパネルディスカッションを終わらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。